平成２８年（フ）第９６２号
神戸市兵庫区西上橘通１丁目１番26号松田マンション303、従前の住所神戸市兵庫区梅元町13番11号
債務者　河合　孝一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６４号
兵庫県三田市西山２丁目22番10号医療法人山西会宝塚三田病院、住民票上の住所兵庫県宝塚市野上６丁目５番４―302号
債務者　三重野靖子
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６５号
神戸市兵庫区上沢通８丁目５番９―402号、従前の住所神戸市垂水区上高丸３丁目14番３―302号
債務者　下地　雅恵
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７０４号
広島市東区愛宕町３番23―405号
債務者　林　　信利
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３０号
大分市松が丘４丁目６番７号
債務者　今村　　護
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６７号
大分市中津留１丁目10番６号
債務者　藏田　華織
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４８号
北海道勇払郡安平町安平675番地19　安平駅前公営住宅　Ａ棟３号室
債務者　小野寺　博
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第５８号
青森県十和田市元町西５丁目５番１号　まるさん荘11号、旧住所青森県十和田市元町東２丁目６番32号　北平荘３号室
債務者　新山　　誠
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第５３号
宮城県白石市田町３丁目６番32―116号　すまいる12番館116号
債務者　菊地　茂美
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第５６号
宮城県白石市緑が丘２番２―306号
債務者　渡部政之志
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１０１号
宮城県大崎市古川福沼１丁目22番23号　レオパレスベアージュ107号、従前の住所秋田県男鹿市脇本脇本字乍木22番地７
債務者　小玉　房人
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
福島市郷野目字仲７番地の６　ドラセナハイツ101
債務者　山口　敬子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第７３号
群馬県みどり市笠懸町阿左美508番地３　レオパレスチェスナットガーデン104
債務者　長内　　優
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第４７０号
川崎市川崎区藤崎２丁目12番６号
債務者　五百川博巳
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４９９号
川崎市宮前区平２丁目２番21号　エントピアＡ　103
債務者　城下由利恵
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３５号
川崎市高津区北見方３丁目１番１号　ユニコーン高津　303、前住所沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆226番地５
債務者　長浜　善勝
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７０号
川崎市多摩区宿河原６丁目31番30号　スターアレイ　201
債務者　小柳　正文
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係